二　当該社外高度人材が中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第四条に規定する要件に該当する者であることを証する書類	二　当該社外高度人材が中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号。第五条第五号において「施行規則」という。）第四条に規定する要件に該当する者であることを証する書類
三　［略］	三　［略］
3　［略］	3　［略］
（資本金の額その他の事項について主務省令で定める要件）	（資本金の額その他の事項について主務省令で定める要件）
第五条　法第十三条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。	**第五条**　法第十三条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一～四　［略］	一～四　［略］
［削る］	五　新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として施行規則第三条に規定する要件に該当する者が当該新規中小企業者等の株式を最初に取得する時において、資本金の額が五億円未満かつ常時使用する従業員の数が九百人以下の会社であること。
五　社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って、十年以上継続する業務委託契約に基づき、当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画全体の実施期間（次号及び第七号において「計画期間」という。）において社外高度人材を日本国内のみにおいて引き続き十年以上活用する会社であること。	六　社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って、十年以上継続する業務委託契約に基づき、当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画全体の実施期間（次号及び第八号において「計画期間」という。）において社外高度人材を日本国内のみにおいて引き続き十年以上活用する会社であること。
六～八　［略］	七～九　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第一を次のように改める。

様式第一

社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣名　殿

住　所
氏名又は名称及び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
申請者は、以下の要領に従って、社外高度人材活用新事業分野開拓計画の必要事項を記載し、法第８条第３項各号に掲げる認定要件を満たすことを示すこと。

１　名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主等で法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

なお、「高度情報処理業務に従事する常時使用する従業員の数」は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第２条第１項に規定する業務に従事する常時使用する従業員の数とし、「ベンチャーキャピタル等」は、施行規則第３条に規定する要件に該当する者とする。

また、第５条第１号に掲げる要件に該当する場合は「大規模法人グループに所属していない」に、同条第２号に掲げる要件に該当する場合は「上場企業でない」に、同条第３号に掲げる要件に該当する場合は「風俗営業を行っていない」に、同条第４号に掲げる要件に該当する場合は「暴力団による支配を受けていない」にそれぞれチェックすること。

２　社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び目標

「事業名」には当該計画の内容が分かりやすい名称を記載すること。「社外高度人材活用新事業分野開拓の内容」については、「新事業活動の類型」に則して、具体的に記載すること。